

# 生け垣及び花壇設置等 補助制度のご案内

< 設置及び撤去前に立会いが必要です >

## 補助の対象

高さが50センチ以上のブロック塀やフェンスの内側に生け垣や花壇をつくる場合は、補助の対象にはなりません。

## 生け垣

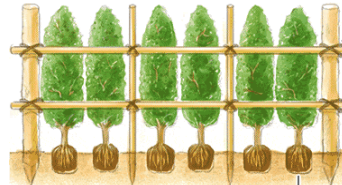
一次のいずれにも該当するもの

- ・新たに設置するもの。
- ・公道に面した部分に設置するもので、かつ延長が3m以上であること。
- ・植える樹木は、高さ1m以上、枝幅30cm以上であること。
- ・樹木を植える位置は、道水路との境界から幹の中心まで概ね50cm以上離し、1mに2～3本以上植えること。

▼平面図



▼正面図



生け垣とは・・・

樹形・樹種が規則性と規律性を有し、その連続性により区切り等の機能を併せ持ち、垣根で隣接する道路に平行な直線状の一団の植え込み。

## 花壇

一次のいずれにも該当するもの

- ・新たに設置するもの。
- ・公道に面した部分に設置するもので、かつ、延長が3m以上であること。
- ・花壇の奥行きは、道水路との境界から70cmを確保する（面積2.1㎡以上）。
- ・低木の場合は1㎡につき5株を目安に、花きの場合は多年生植物とし、1㎡につき12株を目安に植えること。

## ブロック塀等の取壊し

一次のどちらかに該当するもの

1. 生け垣や花壇をつくるために、その場所にある既存塀等を撤去する場合。
2. 地震等により倒壊の危険性があるブロック塀等を撤去する場合。公道に面した部分に設置してあるもの(組積造の塀、門柱含む)で、かつ道路面又は敷地地盤面からの高さが1mを超えるもの。

※2は、2018年9月1日～2023年8月31日までの申請が補助対象。

※2により一度補助を受けた場合、のちに生け垣・花壇等の設置補助は受けられませんのでご注意ください。

## 補助金の額

表 1

区 分		補助対象基本額	補助率	補助限度額
生 け 垣	樹木の購入経費	生け垣の延長に 1m 当たり 9,500 円を乗じて得た額	3 分の 2	190,000 円
	支柱の購入経費	生け垣の延長に 1m 当たり 2,250 円を乗じて得た額	3 分の 2	45,000 円
花 壇	花壇の設置経費	花壇延長に 1m 当たり 9,000 円を乗じて得た額	3 分の 2	180,000 円
	苗、種の購入経費	花壇の面積に 1 m <sup>2</sup> 当たり 500 円を乗じて得た額	3 分の 2	10,000 円
生け垣・花壇設置のためのブ ロック塀等の取壊し経費		ブロック塀等の面積に 1 m <sup>2</sup> 当 たり 9,000 円を乗じて得た額	3 分の 2	180,000 円
ブロック塀等の取壊し経費 ※2018.9.1～2023.8.31 まで		ブロック塀等の面積に 1 m <sup>2</sup> 当 たり 9,000 円を乗じて得た額	3 分の 2	180,000 円

表 2

区 分	補助金額
樹木の移設経費	生け垣の延長に 1m 当たり 3,000 円を乗じて得た額

表 1 の場合において、生け垣または花壇の設置及びブロック塀の取壊しに要する実施経費の単価が補助対象基本額の単価に満たないときは、当該実施経費の 3 分の 2 の金額を補助金額とする。

### ■ 補助額の算定方法 ■

実際にかかった経費から算出した 1 m あたりの金額（以下、実単価と表記）と、上表の補助対象基本額との比較で次のように算定します。

<例：生け垣設置>

ケース 1 実単価が補助対象基本額より低い場合 8,490 円 < 9,500 円

⇒ 実単価をもとに補助金額を算定します。8,490 円 × 延長 × 2/3（上限 19 万円）

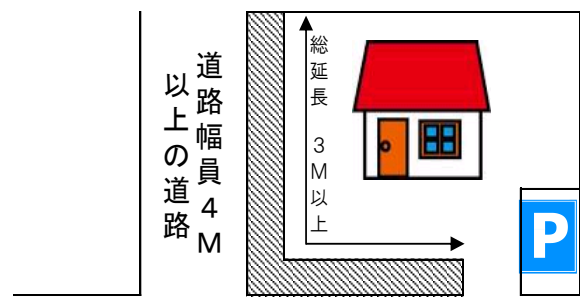
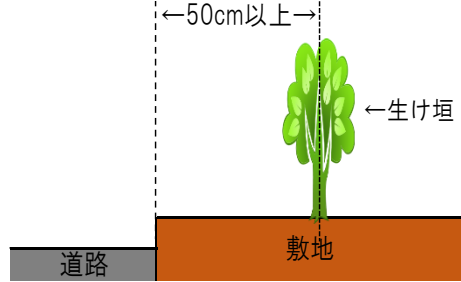
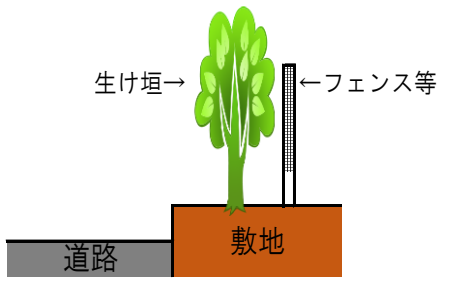
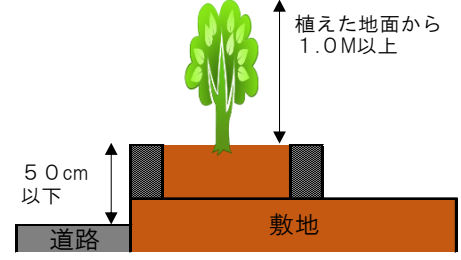
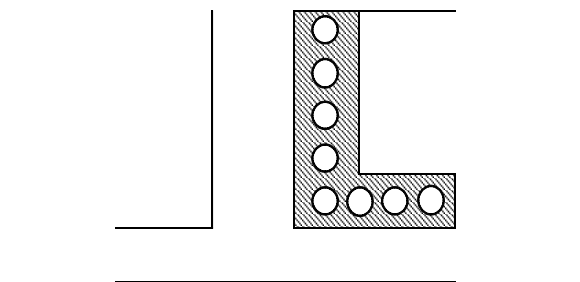
ケース 2 実単価が補助対象基本額より高い場合 10,520 円 > 9,500 円

⇒ 補助対象基本額をもとに補助金額を算定します。9,500 円 × 延長 × 2/3（上限 19 万円）

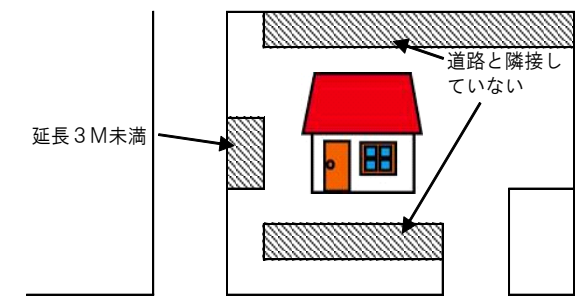
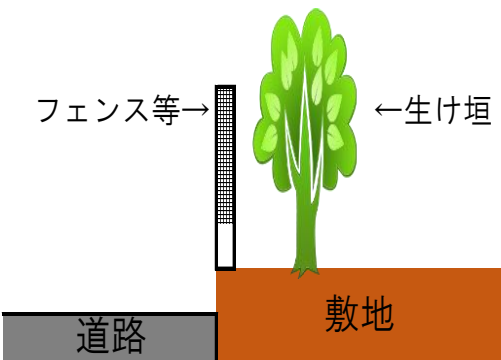
# 生け垣の設置例

※一例を抜粋したもので、全てではありません。

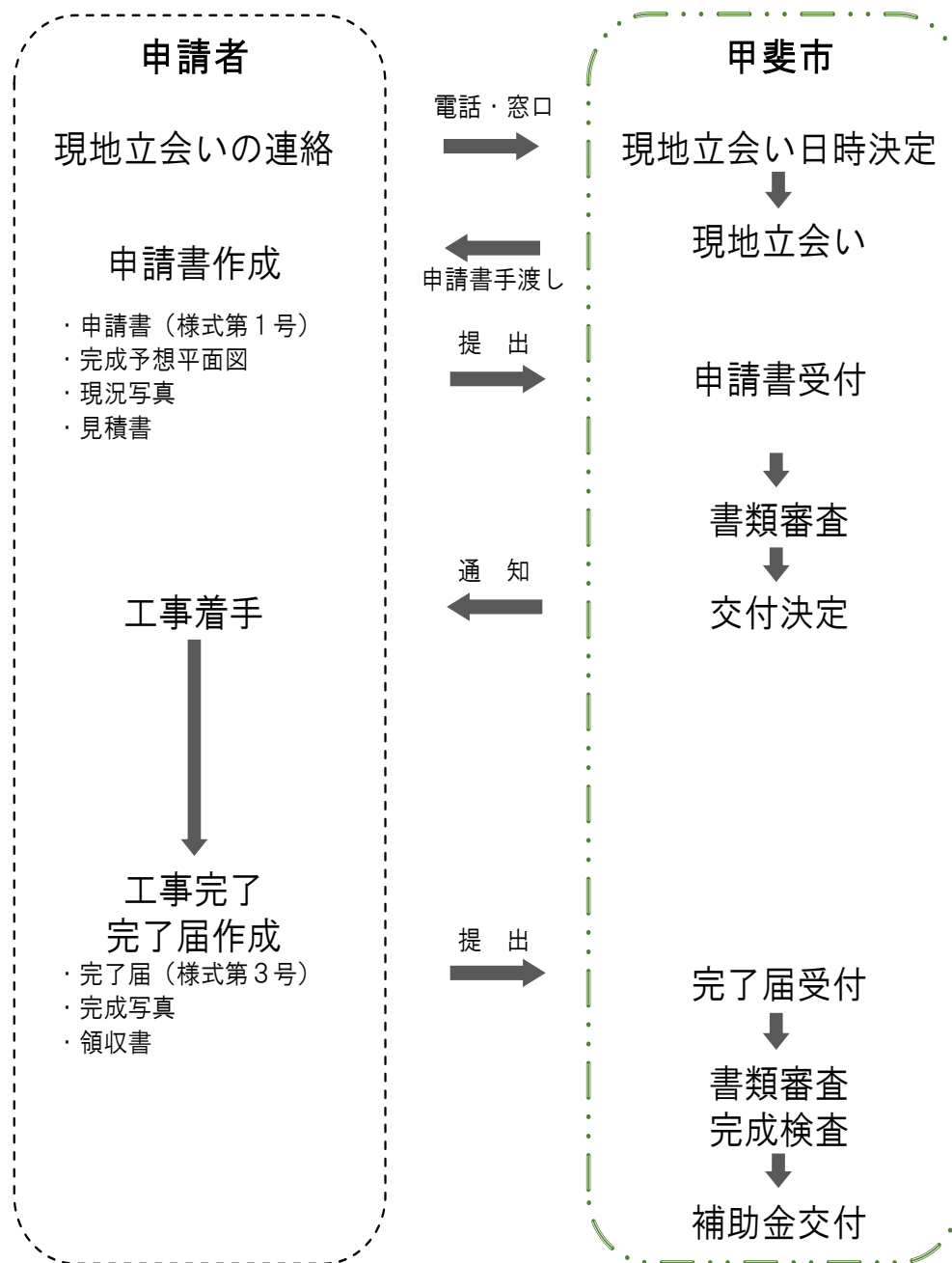
### ○ 補助対象になるもの ○

<p>上面図</p>  <p>道路幅員 4 M 以上の道路</p> <p>一般の通行に供される道路</p> <p>総延長 3 M 以上</p> <p style="text-align: right;">: 生け垣</p>	<p>側面図</p>  <p>←50cm以上→</p> <p>←生け垣</p> <p>敷地</p> <p>道路</p> <p>&lt;フェンス等を併設する場合&gt;</p>  <p>生け垣→</p> <p>←フェンス等</p> <p>敷地</p> <p>道路</p> <p>&lt;ブロック、レンガ、石積みを設置する場合&gt;</p>  <p>植えた地面から 1.0M以上</p> <p>50cm 以下</p> <p>敷地</p> <p>道路</p> <p style="text-align: right;">: レンガ等</p>
<p>上面図</p> <p>○ : 樹木</p>  <p style="text-align: right;">: 生け垣</p>	

### × 補助対象にならないもの ×

<p>上面図</p>  <p>延長3M未満</p> <p>道路と隣接していない</p> <p style="text-align: right;">: 生け垣</p>	<p>&lt;フェンス等を道路側に併設した場合&gt;</p>  <p>フェンス等→</p> <p>←生け垣</p> <p>敷地</p> <p>道路</p>
--	--

## 申請の流れ



### ～注意～

市との現地立会いは、必ず生け垣等の設置工事前、撤去工事前におこなってください。  
交付決定前に工事を始めた場合は、補助の対象となりません。

## <参 考>

### ○生け垣にお薦めの種類

カナメモチ、ネズミモチ、サンゴジュ、ドウダンツツジ、シラカシ、キンモクセイ、サザンカ及びイヌツゲなど

### ○生け垣に避けたい種類

- ・カラマツやマサキ、ムクゲといった虫が発生したり、刈り込みに手間がかかる種類
- ・カイヅカイブキ（赤星病）など病気が発生しやすい種類

### ○花壇にお薦めの種類

- ・サツキ、ツツジ、ツゲ等の低木
- ・花（草花類）は、日当たりなどで多種多様です。

**MEMO**

## 次の事項にご注意ください

- 1 現地立会いは、生け垣や花壇を**設置する前**、ブロック塀等を**撤去する前**におこなってください。
- 2 設置及び撤去工事は、「補助金交付決定通知書」を受け取った後、速やかに着手してください。
- 3 設置及び撤去工事は、その年度の3月末日まで(※)に完了させてください。  
(※)年度＝4月1日から3月31日までの間
- 4 「完了届」は、設置工事及び撤去工事が完了した後、速やかに提出してください。
- 5 補助金交付決定通知後に内容変更が生じたときは、速やかに「変更届書」を提出してください。
- 6 生け垣又は花壇を設置後5年以内に形状を変更する場合は、事前に市と協議してください。
- 7 補助金の交付は、生け垣・花壇の設置時(生け垣・花壇の設置のための既存塀の撤去含む)又は危険ブロック塀等の取壊し時のいずれか1回とする。



届出・問い合わせ先

〒400-0192 甲斐市篠原2610番地  
甲斐市 建設産業部 都市計画課 緑化推進係  
電話 055-278-1669 (直通)



甲斐市マスコットやはたいぬ

次のホームページを参考にしてください。

<http://www.city.kai.yamanashi.jp/industry/greening/ikegakikadan.html>

見つからない場合は、甲斐市役所の公式ホームページの画面で検索窓に「生け垣」と入力してください。